

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平 成 20 年 度
条 例 名	神奈川県環境審議会条例		
条 例 番 号	平成 6 年神奈川県条例第 28 号	法 規 集	第 5 編 第 3 章
所 管 部 局 室 課	環境農政部環境農政総務課		
条 例 の 概 要	環境基本法第 43 条第 2 項の規定に基づき、神奈川県環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	環境基本法第 43 条の規定により都道府県に設置することとされている神奈川県環境審議会について、同条第 2 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	環境審議会は、県域における環境保全に関して、基本的事項を調査審議させるため設置されたもので、環境の保全に関しての基本的事項を調査審議しており、本県の環境保全を推進する上で有効に機能している。	
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	審議会の委員は、環境の保全に関し学識経験のある者等 25 人で構成されており、その運営は、必要最低限の委員数、回数で実施していることから、効率的である。	委員数 25 名 開催回数 H20 (審議会 2 回) (部 会 1 回)
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	審議会を原則公開とすることで、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。〕	環境基本法に基づく審議会として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>